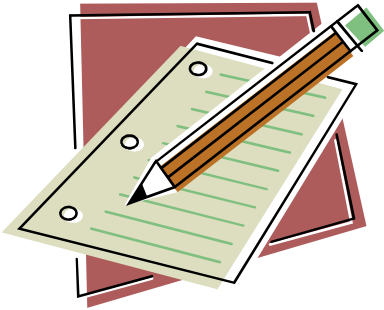


事業 優先順位		2	細事業：就学援助事業(中)					整理 番号	99		
目 的		中学校における義務教育の円滑な実施を図ること。									
目 標		国の認定基準に基づき、経済的な理由により就学困難な生徒の保護者に対して、就学に必要な費用について、適正な援助の手続きを行う。									
事業 実施主体		直 営	事業開始 年 度	昭和57年度	根拠 法令	教育基本法第4条、学校教育法第19条					
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比 較	コスト情報・従事職員数			平成25年度	平成24年度	比 較
	事業費（決算額）(千円)		20,644	21,987	-1,343		総コスト（千円）		24,075	25,161	-1,086
	財源内訳	一般財源	19,963	21,192	-1,229		内 訳	事業費	20,644	21,987	-1,343
		国府支出金	681	795	-114			人件費	3,431	3,174	257
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0			一人あたり（円）	216	223	-7
			0				世帯あたり（円）	509	534	-25	
			0				参 考	職員数（人）	0.45	0.40	0.05
			0				再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00	
	今後の方向性		生活保護制度の改正を注視しつつ、引き続き適正な支給事務の実施に努める。								
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	①生活保護受給世帯 ②前年度又は本年度に生活保護の停止又は廃止を受けた者 ③前年度又は本年度に市民税が非課税か均等割のみ課税された者 ④その他特別の事由があると認められる者						
	A	A	A								



細事業：就学援助事業（中）

1. 認定者数

要保護世帯 94人
準要保護世帯 396人 計 490人

2. 支給状況

(1) 要保護世帯

費 目	人 数	金 額
修学旅行費	29人	1,363,202円
通学費	0人	0円
医療費	0人	0円
合 計		1,363,202円

(2) 準要保護世帯

費 目	人 数	金 額
学用品費	396人	8,400,629円
通学用品費	283人	596,038円
校外活動費（宿泊無し）	104人	156,163円
校外活動費（宿泊有り）	128人	551,133円
新入学学用品費等	113人	2,587,700円
修学旅行費	129人	6,452,992円
通学費	0人	0円
学校給食費	42人	193,201円
医療費	35人	328,812円
合 計		19,266,668円

